



# MFS<sup>®</sup> スチュワードシップレポート

2025年第4四半期

# 目次

- 1 MFSのサステナビリティ
- 4 サステナビリティおよび  
スチュワードシップ活動の最新情報
- 5 MFSにおけるスチュワードシップ
- 7 当四半期のエンゲージメント活動



## MFSのサステナビリティ

---

MFSは1924年に米国初のオープンエンド型ミューチュアル・ファンドを世に送り出して以来、お客様の資金をアクティブに運用してまいりました。徹底したファンダメンタルズ分析と長期的な視点が、MFSの投資アプローチのベースとなっています。また、責任を持って資本を配分することで、お客様の長期的な運用目標の達成を目指しています。

MFSはアクティブ運用マネジャーとして、お客様への長期的な価値の提供につながるような投資機会の発掘に常に努めてまいりました。2009年には、MFS責任投資委員会(現在のコーポレート・サステナビリティ委員会)を設置するとともに、運用プロセスにサステナビリティのテーマを体系的に統合するための方針を公表しました。

サステナビリティを取り巻く環境が急速に変化する中でも、お客様の資産を適切に管理するため、投資アプローチや運用能力の強化について検討を続け、こうした取り組みに関するリソースを拡大しています。責任を持って資本を配分し、企業や業界関係者と生産的なエンゲージメントを行い、熟考の上慎重に議決権を行使するという受託者責任を果たすための効果的なスチュワードシップへの取り組みも強化してきました。

当レポートは、サステナビリティやスチュワードシップ活動の最新情報を四半期ごとにお伝えするものです。当レポートを通じて、MFSのサステナビリティへのアプローチや、責任ある資本配分への取り組みについてご理解いただければ幸いです。サステナビリティがお客様にとって重要なトピックとなるなか、お客様と関連するテーマについて活発な議論を行いたいと考えています。

## サステナビリティ専任のプロフェッショナル

MFSは、サステナビリティ関連慣行の採用、実施、強化を全社的に促進するために、戦略的なリーダーシップを発揮し、サステナビリティに関するトピックをチームや部門を越えて効果的に統合させる組織体制を整えています。以下に概説する通り、ESGリサーチ&スチュワードシップ・チーム、クライアント・サステナビリティ・ストラテジー、法務・コンプライアンスの各チームがこれにあたります。

### 運用・スチュワードシップ

#### ESGリサーチ&スチュワードシップ・チーム

グローバルESG インテグレーション・ ディレクター Rob Wilson	債券リサーチ・アナリスト Joseph Baldwin	スチュワードシップ・ アナリスト Andrew Jones	スチュワードシップ・シニア・ アソシエイト Xinyi Wan
株式リサーチ・アナリスト Pooja Daftary	債券シニア・リサーチ・ アソシエイト Gabrielle Guillemette	スチュワードシップ・ スペシャリスト Alexandra Schoepke	スチュワードシップ・ アソシエイト Halley Scatchard
債券リサーチ・アナリスト Mahesh Jayakumar	グローバル・ スチュワードシップ 担当責任者 Franziska Jahn-Madell	スチュワードシップ・シニア・ アソシエイト Herald Nikollara	

### 顧客対応

#### クライアント・サステナビリティ・ストラテジー

サステナビリティ・ストラテジー・ グローバル責任者 Bess Joffe	ストラテジスト Daniel Popielarski
シニア・ストラテジスト George Beesley	リード・アナリスト Tessa Fitzgerald
ストラテジスト Pelumi Olawale	アナリスト Yasmeen Wirth

### 法務・コンプライアンス

#### 法務・コンプライアンス

マネージング・カウンセル Susan Pereira	コンプライアンス・リード・ スペシャリスト Corey Bradley
コンプライアンス・オフィサー Justin McGuffee	

2025年12月31日現在。

当レポートは、機関投資家の利用を目的として作成しており、個人投資家の利用を目的としたものではありません。

## ESGリサーチおよびスチュワードシップ活動

運用部門には、ESGやスチュワードシップ活動に関連する戦略の策定、リサーチ、エンゲージメント、議決権行使活動を専任で担当するスペシャリストがおり、ESGインテグレーション・ディレクター1名、グローバル・スチュワードシップ担当責任者1名、株式および債券運用におけるサステナビリティとスチュワードシップのスペシャリスト9名で構成される11名のチームは、投資先企業に対してより効率的で影響力のあるリサーチやエンゲージメントを行うという目標を全員で共有しています。なおこのチームには、効果的に議決権を行使するため、議決権行使に係る業務に精通したメンバーも含まれています。

## クライアント・サステナビリティ・ストラテジー

このチームでは、6名の専任スタッフが、お客様や業界関係者との連携や、サステナビリティに関するソート・リーダーシップに取り組んでいます。MFSのサステナビリティへのアプローチ方法について業界関係者の理解を促進する上で、このチームは重要な役割を担っています。

## 法務・コンプライアンス

法務部門には、MFSが事業を行う地域におけるすべての関連法規制を認識し、それに適切に対応するために、ESGとスチュワードシップに関連する課題を評価およびモニタリングする法律家1名を配置しています。また、コンプライアンス部門にはESG専門のコンプライアンス・オフィサー1名およびコンプライアンス・スペシャリスト1名を配置しています。

このチームは、ESG  
インテグレーション・  
ディレクター1名、  
グローバル・スチュワード  
シップ担当責任者1名、  
株式および債券運用に  
おけるサステナビリティと  
スチュワードシップの  
スペシャリスト9名の  
11名で構成されています。

# サステナビリティおよび スチュワードシップ活動の最新情報

2025年第4四半期

---

2025年第4四半期において、サステナビリティおよびスチュワードシップに関する戦略や方針に大きな変更はありませんでした。

## ESGリサーチおよびスチュワードシップ活動の最新情報

MFSでは、電力供給に関するリスクを評価するため、AI関連の電力需要の分析を行っています。当四半期は分析対象を国際市場に拡大し、公益事業担当アナリストとESGアナリストが、日本、インド、東南アジア、欧州の電力需要全体に占めるAI関連需要の比率をボトムアップ方式で試算しました。この分析を通じて、一部の市場では物理的な気候リスク、水ストレス、安定した電力供給が重要な課題となっていることが明らかになりました。

サステナビリティ・チームは、サステナビリティ関連のテーマについて話し合うため、11月にロンドンオフィスで年次のオフサイト・ミーティングを開催しました。法務・コンプライアンス・チームとのセッションを設けたほか、気候移行計画に関する分析の進捗、エンゲージメントとインテグレーションのベストプラクティス、債券運用チームと株式運用チームの連携などをテーマに活発な議論を交わしました。また、カーボンクレジット市場の価格形成と規制動向について深掘りした議論も行いました。このテーマについては、重点項目として2026年も引き続き注力してまいります。

カーボンクレジット市場の価格形成と規制動向について深掘りした議論も行いました。このテーマについては、重点項目として2026年も引き続き注力してまいります。

## MFSにおけるスチュワードシップ

アクティブ・オーナーシップ(積極的株主行動)責任を果たすためには企業や発行体とのオープンなコミュニケーションが重要であると考えていることから、エンゲージメントにおいては建設的なアプローチを取っています。協調的で財務的マテリアリティ(重要課題)指向かつ発行体重視のアプローチは、分析面で優位性をもたらし、超過収益の源になり得るとMFSは確信しています。また、最良の成果を生み出すためには、投資先企業との関係を強化し、相互の対話を欠かさないことが重要だと考えます。エンゲージメントの目的は、企業や発行体に重大なリスクや機会をもたらすESGトピックについて意見交換を行い、必要に応じて、そうした問題にポジティブな変化を促すことです。長期的な視点に立って巨額の資金の運用を行う運用会社は、ESG面の課題について企業とエンゲージメントを行い、事業慣行にプラスの影響を与え、最終的にはお客様にとっての価値を高めることができると考えます。エンゲージメントにおいては、ESGリサーチ&スチュワードシップ・チームをはじめとする運用プラットフォームのメンバー間で強固な連携を図っています。MFSでは、企業の経営陣との相互対話、公式な意見書の提出、ESG課題に焦点を当てた取締役会などに代表されるように、様々な形式で継続的なエンゲージメントを行っています。また、業界関係者と協働してエンゲージメントを行う場合もあります。

MFSのエンゲージメント手法は、個別企業だけでなく業界や株主といった広範なステークホルダーにプラスの影響を与えることができると考えています。企業や投資家のベストプラクティス、ESGインテグレーション、議決権行使に関連する課題の改善やガイダンスを示すことを目的とした業界のイニシアチブ、団体、ワーキンググループに積極的に参加しています。国連責任投資原則(PRI)、企業に労働に関する情報開示の改善を促す機関投資家の共同イニシアチブ(WDI)、CDP、Ceresといったサステナビリティに関連する課題への取り組みを推進する数々の組織やイニシアチブに参加しています。また、様々なESGに関連するテーマについて、情報開示を強化し、ベストプラクティスを採用するよう投資先企業に積極的に働きかけを行っています。

MFSのエンゲージメント手法は、個別企業だけでなく業界や株主といった広範なステークホルダーにプラスの影響を与えることができると考えています。

### 議決権行使活動



\*全行使件数に対する割合。当四半期に開催された株主総会の37.4%において、MFSは少なくとも1つの会社提案へ反対票を投じました。

MFSは、議決権行使が比較的少ない第4四半期に、議決権行使ガイドラインの年次見直しを完了させました。

「MFS議決権行使に関する方針および手続き」(議決権行使ガイドライン)を改訂し、2026年1月1日より適用しています。改訂の際の主なポイントは以下の通りです。

- お客様および投資先企業に対し、MFSが考える「優れたガバナンス」の在り方を明示

当レポートは、機関投資家の利用を目的として作成しており、個人投資家の利用を目的としたものではありません。

- 優れたガバナンスを目指す原則はグローバルに適用されるべきとの考え方にに基づき、ガイドラインを市場別ではなくテーマ別に整理

MFSは、期待水準が変化する中でも、MFSの投資原則を実践的かつ機動的に適用し続けること、そしてMFSが長年にわたり堅持してきたガバナンスへのアプローチを維持していくことが重要と考えています。受託者責任がMFSのすべての意思決定の根幹であることは変わりません。今回の見直しは、MFSの議決権行使がお客様にとって最善の長期的な経済的利益に引き続き資することを目的としたものです。

議決権行使ガイドラインの改訂にあたり、MFSの考え方自体に変更はありません。議決権行使の判断は、お客様にとって最善かつ長期的な経済的利益をもたらすと確信する方法で行うという原則に基づき行われます。

今回の主な変更点は以下の通りです。

- 議決権行使ガイドラインの構成を見直し、個別市場固有の情報、過去の議決権行使事例、その他の不要な詳細事項を削除することにより、ガイドラインをより明確で理解しやすいものに整理しました。改訂後のガイドラインは、個別の議案について判断する際のMFSの基本的な考え方を示すものとなっています。
- 従来の議決権行使ガイドラインに定める判断基準について、以下の二点を見直しました。
  - 第一に、従来のガイドラインでは、米国、カナダ、欧州、オーストラリア、ニュージーランドの企業において女性取締役の比率が24%未満の場合、指名委員会とガバナンス委員会の委員長を選任に反対票を投じることとしていました。改訂後は、女性取締役の比率が20%以上24%未満の取締役会については、スチュワードシップ・チームが事実や状況を個別に精査した上で反対票を投じるか否かをより丁寧に判断するアプローチへ変更しました。従来は比率が24%を下回れば原則として反対票を投じ、MFS議決権行使委員会が議決権行使ガイドラインの規定とは異なる行使を承認した場合のみ例外とする運用でしたが、今回の改訂に伴い、より柔軟な判断が可能となります。
  - 第二に、従来のガイドラインでは、株式報酬制度を評価する際に希薄化率のみを考慮することとしていました。今回の改訂では、バーンレート(発行済み株式総数に対する株式報酬の年間付与率)も株式報酬制度の評価において重要な要素と考えることから、希薄化率とバーンレートの両方を考慮する運用へ変更しました。

また、MFS議決権行使委員会は重大な利益相反を特定するプロセスの見直しも検討しています。現状、手続きでは二段階のアプローチを採用しています。第一段階として、議決権行使ガイドラインに明確に定められた方針に従って議決権を行使するケースでは、「重大な利益相反なし」と判断します。ただし、(1)議決権行使ガイドラインの規定とは異なる行使を検討する場合、(2)議決権行使ガイドラインに規定されていない議案、あるいは個別の判断が必要な議案を検討する場合、(3)顧問報酬または退職金などの役員報酬に係る懸念のある議案を特定および評価する場合、(4)合併・買収、資産売却、その他類似の取引に関する議案(以下、総称して「非標準議案」)を検討する場合は、発行体がMFSのプロダクトの主要な販売会社またはMFSの顧客に該当するか否かを確認します。第二段階では、発行体がMFSのそれらに該当しない場合は「重大な利益相反なし」と判断し、該当する場合は議決権行使委員会が非標準議案に対する議決権行使の方針を決定します。今後は、この二段階のアプローチを廃止し、主要な販売会社または顧客である発行体の株主総会におけるすべての議案について、議決権行使委員会が判断するよう手続きを変更します。また、MFSのファンドの取締役・受託者が取締役を務める企業の株主総会においても、すべての議案について議決権行使委員会が議決権行使の方針を判断します。この変更により、重大な利益相反をより広範に特定できるようになると考えています。

# 当四半期のエンゲージメント活動

## ガス・テクノロジー会社

セクター: 資本財

産業: 特殊化学品



過去2年間で新たに5名の取締役が就任したことにより、デジタル化と業界知識に関する専門性が強化されたとのことです。

MFSは欧州の化学品会社の会長および経営幹部と面談し、取締役会の構成、役員報酬、水素戦略、カーボンプライシング関連のリスクについて議論しました。ガバナンス面については、会長より取締役会の実効性と最近の変化について説明を受けました。過去2年間で新たに5名の取締役が就任したことにより、デジタル化と業界知識に関する専門性が強化されたとのことです。また、CEOの長期インセンティブおよび気候関連インセンティブの引き上げ案も示されました。さらにガバナンス全体について、同社は効率化、利益率の改善、長期的な成長に改めて注力していく意向です。

カーボンプライシングに関しては、同社は概してコスト増加分を顧客に転嫁できる立場にあるとMFSは判断しています。同社が欧州で展開する水素インフラネットワークにおいては、EU排出量取引制度への対応に伴うコスト増加が見込まれますが、炭素回収技術やグリーン水素への投資など様々な手段によって財務負担は軽減されると考えています。MFSは今回の面談を通じて、同社の脱炭素化戦略と変化する規制環境への対応力を前向きに評価するに至りました。

## 食品・飲料会社

セクター:生活必需品

産業:食品・飲料



西アフリカではカカオ産業に対する政府の統制が強いことから、国外へのカカオ供給に対する同社の影響力は限定的です。

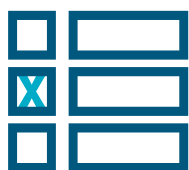
加工食品メーカーのサステナビリティ担当者と面談し、カカオのサプライチェーンの強靭性とコストに関する見通しについて議論しました。同社は持続可能な原材料調達と農家支援への継続的な投資を行っているにもかかわらず、西アフリカではカカオ産業に対する政府の統制が強いことから、国外へのカカオ供給に対する同社の影響力は限定的です。こうした状況から、今後もカカオ供給の不安定化と価格の高止まりが続く可能性は高いとMFSはみています。また、ラテンアメリカ産カカオの供給は増加しているものの、近い将来に市場力学を大きく変えるには至らないと考えられます。

同社は、リスクヘッジ策や製品配合の一部変更を通じてコスト圧力に対応していますが、持続可能な方法で調達されたカカオへの消費者需要が高まっているために、代替原材料の選択肢は狭まっています。包装についても、再生材の使用を求める規制への対応に伴い、コスト増が続いています。ただし、当面の間、持続可能な包装資材への大幅な追加投資は見込んでいないとのこと。全体として、カカオ供給の制約と包装に関する規制圧力により、原材料コストの高止まりが続く見通しであり、同社はリスク管理とサプライチェーンのレジリエンス維持に注力しています。MFSは、こうした状況を引き続き注視してまいります。

# テクノロジー会社

セクター:テクノロジー

産業:コンピュータ・システム



MFSは同社に対し、委員会の役割や全社的なガバナンスに関する開示状況を改善し、業界のベストプラクティスとの整合性を高めるよう促しました。

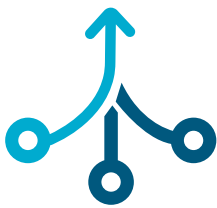
米国のテクノロジー会社と面談し、責任あるAI(以下、「RAI」)の取り組みとガバナンス体制について議論しました。同社のRAIに関する情報開示は、技術的な文書が複数のウェブサイトに分散して掲載されているため、他社に比べ、消費者や投資家にとって分かりにくいものとなっています。また、RAIに対応するための委員会やフレームワークは整備されているものの、現時点で全社レベルでの明確かつ一元的な監督体制や体系的な意思決定プロセスが整っていません。取締役会によるRAIの監督機能も分散しており、プライバシーとコンプライアンスは監査委員会の管轄、取締役のAIに関する専門性については別の組織が担うという状況です。

同社からは技術的な専門性を確保し、慎重な経営管理を行っているとの説明を受けましたが、MFSとしては、RAIに関する意思決定が組織全体でどのように調整・監督されているかを明確にすることで、透明性をさらに高める余地があると考えています。MFSは同社に対し、委員会の役割や全社的なガバナンスに関する開示状況を改善し、業界のベストプラクティスとの整合性を高めるよう促しました。一元的な監督体制の欠如が近い将来のリスクに直結する可能性は低いとみていますが、規制当局や各ステークホルダーの期待が変化する環境を踏まえ、引き続き監督体制の整備状況をモニタリングしてまいります。また、同社のRAIに関するガバナンスと開示の改善状況についても注視していく予定です。

# ゲーム会社

セクター: 循環消費財

産業: ゲーム・宿泊



介入施策の成果は社内で追跡されているものの、主要指標の対外的な開示は依然として不十分であり、規制の変化に応じたより一層の透明性向上が求められます。

欧州のスポーツベッティングおよびゲーム運営会社とエンゲージメントを行い、法令遵守、「より安全なギャンブル(セーフアーギャンプリング)」の促進に向けた施策のほか、AIの活用や環境開示といった新たなテーマに焦点を当てて議論しました。同社は過去に規制違反や罰金の対象となった経緯があることから、こうしたテーマは同社にとって特に重要な課題です。MFSは、同社がコンプライアンス機能を大幅に強化し、担当部署の規模を3倍に拡大するとともに新たな管理体制やシステムを導入してきたことは、前向きな進展として評価しています。地域ごとの規制要件に対応するための市場別コンプライアンス・チームも設置されており、リスクの高いユーザーを対象にモニタリングと介入を実施するテクノロジーおよび独自システムへの投資も行われています。ただし、介入施策の成果は社内で追跡管理されているものの、主要指標の対外的な開示は依然として不十分であり、規制の変化に応じたより一層の透明性向上が求められます。

コンプライアンス違反の発生後、合併を経て、同社は経営幹部と取締役会を刷新しました。コンプライアンス部門は今や社内最大規模のチームの一つとなっており、監査委員会は機能を拡充して監査・リスク委員会へと変更されました。また、報酬制度にはセーフアーギャンプリング関連のKPIが組み込まれていますが、報酬制度全体における比重が高いとは言い難く、ESG指標の役員報酬への組み入れは部分的に留まっています。

AIの活用については、現時点では社内の生産性向上と顧客ごとにパーソナライズしたサービスの提供に重点が置かれており、アルゴリズムバイアス(学習データの偏りによって公平性のない結果を算出してしまう現象)や責任あるターゲティング広告に関するガバナンスの整備はまだ初期段階にあります。MFSは、セーフアーギャンプリングの原則や規制基準に沿ったAI活用を同社がどのように進めていくのかについて、引き続きモニタリングしていく予定です。

コンプライアンス機能の強化や経営幹部の刷新など、同社が近年実施した構造的な見直しは、将来的な規制違反リスクを低下させる前向きな進展であるとMFSは受け止めています。今後も、同社のAI戦略の進化とセーフアーギャンプリング施策に関する透明性向上についてエンゲージメントを続けてまいります。

## トラベル・テクノロジー会社

セクター:テクノロジー

産業:コンピューター・システム



定着率向上と優秀な人材の確保に向けて報酬水準を引き続き調整する必要がある点について議論しました。

スペインのテクノロジー会社とエンゲージメントを行い、役員報酬制度の内容とガバナンス慣行全般について点検しました。取締役会からは、CEOの短期インセンティブ制度に含まれる非財務的なESG関連要素を変更する計画が示されました。また、従来の保守的な報酬水準が上級職人材の採用に悪影響を及ぼしている可能性があるというMFSの見解を伝え、定着率向上と優秀な人材の確保に向けて引き続き報酬水準を調整する必要がある点について議論しました。

さらに、AIに関する取締役会の監督体制と、取締役の過剰な兼務の潜在的リスクについても議論しました。現在、AI関連のガバナンスは取締役会全体で担っており、1名の取締役が高い専門知識を有しています。ただし、これまでに実施された研修は社内スタッフによるものに限られていることから、MFSは、外部の視点を取り入れることでAIに関する監督体制を強化するよう促しました。また、同社の取締役は平均2.6社の取締役会に在任しており、同社での業務に十分な時間を割くことができない可能性がある点をMFSは懸念しています。取締役会は議決権行使助言会社のガイドラインに従っていると説明しましたが、MFSは引き続きこの点を注視してまいります。

MFSは1924年に米国で初めてオープンエンド型ミューチュアル・ファンドを世に送り出し、何百万人もの個人投資家に市場の扉を開きました。MFSは、今日においても、ファイナンシャル・アドバイザー、証券仲介業者、機関投資家のお客様向けに広範でグローバルな金融サービスを提供する資産運用会社として、責任を持って資本配分を行うことでお客様に長期的な価値を創造することを唯一の目的として取り組んでいます。そのためには、総合的な投資の専門知識、思慮深いリスク管理能力、長期的に一貫した規律ある運用を組み合わせた強力な投資アプローチが必要です。投資に関する価値観の共有とコラボレーションという企業文化に支えられ、多様な考え方を持つMFSの運用チームは、活発に投資アイデアを議論し、重要なリスクを評価して、市場で最も優れた投資機会を見出すことに努めています。

MFSは、発行体との対話において、投資判断やファンダメンタルズ分析、エンゲージメントに環境、社会、ガバナンス(ESG)要因を組み入れる場合があります。当レポートでの記述や例は、MFSが一部の発行体の分析または発行体との対話において、ESG要因を組み込んだケースを例示したものです。すべてまたは個別の状況における投資またはESG行動、エンゲージメントにおいて成果をもたらされることを保証するものではありません。エンゲージメントは通常、継続的かつ長期的な一連のコミュニケーションで構成されますが、これらのエンゲージメントが必ずしも発行体のESG関連の取り組みに変化をもたらすとは限りません。発行体の状況は様々な要因に基づいており、当レポートで示されているような投資やエンゲージメントの成果は、MFSの分析や活動とは無関係である可能性があります。MFSがESG要因を投資判断や投資分析、エンゲージメントにどの程度組み入れるかは、戦略、商品、資産クラスによって異なり、また、時間の経過とともに変化する可能性があり、通常、特定のESG要因の関連性と重要性に関するMFSの見解(投資家を含む第三者の判断や意見とは異なる場合があります)に基づいて決定されます。当レポートで示されている例は、いかなるポートフォリオの運用に用いられるESG要因をも代表するものではありません。MFSによるESG評価やESG要因の組み入れは、第三者(投資先企業やESGデータベンダーを含む)から入手したデータに依拠する場合があります。これらのデータは、不正確、不完全、一貫性がない、最新でない、または推定値である可能性があり、投資先やそのバリューチェーン全体のサステナビリティに関する特性や行動ではなく、特定のESG側面のみを考慮している可能性があるため、投資に関連するESG要因に関するMFSの分析に悪影響を及ぼす可能性があります。当レポートで示されている見解および個別銘柄を含む情報は、投資助言、銘柄推奨あるいはその他MFSのいずれかの運用商品のトレーディング意図を表明するものとして依拠すべきではありません。

サステナブルな投資アプローチは必ずしも良好な結果を保証するものではありません。

特に記載のない限り、ロゴ、商品名、サービス名はMFS®およびその関連会社の商標であり、一部の国においては登録されています。

当レポートで示されている見解はMFSのものであり、予告なく変更されることがあります。これらの見解は、投資助言、銘柄推奨、あるいはその他MFSのいずれかの運用商品のトレーディング意図を表明するものとして依拠すべきではありません。

世界産業分類基準(GICS®)は、MSCI Inc.およびS&P Global Market Intelligence Inc. (以下「S&P Global Market Intelligence」)によって共同開発された、両社の独占的財産です。GICSは、MSCIおよびS&P Global Market Intelligenceのサービスマークであり、MFSは使用許諾を受けています。

当社の事前の許可なく、当レポートの複製、引用、転載、再配布を行うことを禁じます。

当レポートは、機関投資家の利用を目的として作成しており、個人投資家の利用を目的としたものではありません。

当レポートは一般的な情報提供のみを目的としたものであり、特定の投資目的、財務状況、特定の個人のニーズを考慮したものではありません。当レポートで示されている証券およびセクターは例示のみを目的としており、投資推奨として依拠すべきではありません。投資にはリスクが伴います。過去の運用実績は将来の運用成果を示唆するものではありません。情報には正確性を期していますが、予告なく変更される場合があります。MFSは、いかなる誤謬または脱落もないことを保証または表明しておらず、また情報が特定の個人が意図する利用に適していることを保証するものではありません。法により免責されない場合を除いては、MFSは不正確性や、当レポートに基づき個人が下した投資判断やその他行動に対して責任を負いません。

当レポートは、情報提供を目的としてマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー (MFS) および当社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当レポートは、MFSもしくは当社が信頼できると判断したデータ等に基づき作成しましたが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当レポートは作成日時点のものであり、市場環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。当レポートのデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。特定の銘柄・有価証券や業種等への言及がある場合は例示目的であり、それらを推奨するものではなく、また、必ずしもMFSの現在の見方を反映しているとは限りません。当レポートは特定の金融商品もしくはファンドの勧誘を目的とするものではありません。当社が提供する金融商品は、市場における価格の変動等により、元本欠損が生じる場合があります。また、お客様にご負担いただく手数料等は、各商品、サービスにより異なり、運用状況等により変動する場合があります。ため、予め金額または計算方法等を表示することはできません。当レポートに基づいてとられた投資家の皆様の投資行動の結果については、MFSおよび当社は一切責任を負いません。詳しくは契約締結前交付書面その他の開示資料等をお読みください。

## MFSインベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第312号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会